

3 特別支援学級、通級による指導の適切な運営

(1) 特別支援学級の適切な運営

特別支援学級は、学校教育法第81条の規定に基づき、小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、①障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に設置される学級です。

【対象となる障がい種】

知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者

Check： 下線①の障がいによる学習上又は生活上の困難を克服する上で、学校教育法施行規則には、「特別の教育課程によることができる」ことが示されています。

学校教育法施行規則第138条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、(中略)②特別の教育課程によることができる。

Check： 下線②の「特別の教育課程」について、学習指導要領では自立活動を取り入れること、児童生徒の実態に応じた教育課程を編成することが義務付けられています。

小学校学習指導要領（第1章第4の2の(1)のイ）特別支援学級における特別の教育課程

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(7) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す③自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、④各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

Check： 下線③について、児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした、自立活動を取り入れることが規定されています。

Check： 下線④に当たっては、学級の実態や児童生徒の障がいの状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考にし、「各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科」に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することが規定されています。

Check： 特別支援学級は、小（中）学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、学習指導要領第1章総則第1の1にある目標を達成するために、第2章以下に示されている各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合（障がいの状態により特に必要がある場合）を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要があります。

Check： 下線④の「下学年」に明確な規定はありませんが、一般的に1～2学年下の内容を指しています。また、学習指導要領には、児童生徒の発達の状況等に応じた教育課程を編成することが示されており、特別支援学級の対象となる児童生徒の状態像（障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）〔平成25年10月4日 文部科学省〕と照らし合わせると、**知的障がいのある児童生徒は、「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科」を参考にすることが考えられ、そうした状態の児童生徒については、他の障がいを併せ有していても知的障がい特別支援学級に在籍することで、効果的な教育課程を編成すること**につながります。

小学校学習指導要領（第1章第5の2のイ）

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との⑤**交流及び共同学習**の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

Check： 下線⑤の障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童（生徒）が障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場として学習指導要領に位置付けられています。交流及び共同学習を効果的に実施する上で、教職員、児童生徒、保護者等の関係者が意義やねらいを十分に理解することが大切です。

Check： また、下線⑤の実施に当たっては、特別支援学級を開設していることの趣旨を踏まえる必要があります。文部科学省は「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）令和4年4月27日」において、「原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと」としています。

校長は、教育課程の管理責任者として、特別支援学級における特別の教育課程について、なぜ、その規定を参考にすることを選択したのか、交流及び共同学習について、何を目的に実施しているのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切です。このことは、教育課程を評価し改善する上でも重要になります。

(2) 特別支援学級の教育課程の編成、実施

○ 自校の特別支援学級の教育課程を確認する

特別支援学級において編成される教育課程は、
①当該学年の目標・内容、②下学年の目標・内容、
③知的障がい特別支援学校の各教科の目標・内容
のいずれかです。

学校経営の責任者である校長のリーダーシップ
の下、通常の学級における教育課程と同様に、特別
支援学級の教育課程編成に組織的かつ計画的に取
り組む必要があります。



校長

本校の特別支援学級の教育課程は、どのようになっていますか？



特別支援学級
担当教員

(各教科の目標設定に至る手続きの例)

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

特別支援学級で学ぶ児童生徒の将来の進路選択にも大きく影響することから、上記を参考に必要に応じて自校の教育課程を改善します。

道教委では毎年度、特別支援教育実態調査を実施しており、各学校においては「特別支援学級・通級指導教室実態調査票」を基にして、**自校の教育課程をふかんの的に見る**ことができます。

知的障がいのある児童生徒の場合は、枠囲みのbに基づく教育課程を編成することがあります。

その際、知的障がいの各教科等を指導する場合、それらの一部又は全部を合わせて指導する形態である「**各教科等を合わせた指導**（例：日常生活の指導、生活単元学習、作業学習など）」を行うことができますが、評価に当たっては各教科等の目標に準拠した評価が必要になります。

週 の 授 業 時 数 等	各教科			
	特別の教科 道徳			
	特別活動			
	自立活動			
	総合的な学習の時間			
	外国語活動			
	各教科等を合わせた指導			
	合 計	0	0	0

【「特別支援学級・通級指導教室
実態調査票」から抜粋】

○ 自立活動の指導が個別の指導計画に基づいているか確認する

自立活動は特別支援学校と特別支援学級に在籍している児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒のために設けられた特別な領域です。

子どもたちが自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うため、時間割上に位置付けて指導する必要があります。



校長

個別の指導計画は、どのように作成していますか？

作成した個別の指導計画は、どのように活用していますか？



特別支援学級
担当教員

校長は、担当教員が児童生徒一人一人の実態を把握し、個別の指導計画において、指導目標（ねらい）や指導内容を明確にしているか確認する必要があります。

（自立活動の指導の効果を高めるための手順の一例）

- a 個々の児童の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

個別の指導計画に基づいて自立活動の指導を行うということは、**保護者はもとより、交流学級の担任や関係者等とも目標や手立てを共有することが大切**になります。

＜「自立活動の指導」に関わり校長が知っておいた方がよいこと＞

- 自立活動の内容は「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つの区分の下に27項目が設けられていますが、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の障がいの状態等の的確な把握に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱います。
- 個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いですが、指導目標（ねらい）を達成する上で効果的である場合には、児童生徒の集団を構成して指導することも考えられます。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要です。
- 「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」では、枠囲みのa～eの手順において、どのような観点で整理していくか、発達障がいを含む多様な障がいに対する児童生徒の例を解説しています。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部） →



○ 必要な指導体制を整え、交流及び共同学習を実施しているか確認する

交流及び共同学習は、「相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面」と、「教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面」があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

そのため、「交流」の側面のみに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない等の場合には改善する必要があります。



校長

交流及び共同学習を実施するに当たり、指導体制は整っていますか？

児童生徒にどのような力が身に付いていますか？



特別支援学級
担当教員

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

（前略）障害のある児童生徒が、**必要な指導体制を整えないまま**、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、**不適切**であること。

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）〔令和4年4月27日 文部科学省〕

下線部に関わり、校長は道教委が実施している特別支援教育実態調査等を活用し、自校の交流及び共同学習の状況を点検するとともに、必要に応じて指導体制を整えます。

【不適切な例】

- 特別支援学級に在籍している児童生徒が、週の半分以上の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合
- 特別支援学級では自立活動に加えて算数科（数学科）や国語科といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している場合
- 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障がい特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている場合
- 通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない場合 など

特別支援学級の週当たりの標準授業時数	特別支援学級における学習の状況				交流及び共同学習の個別の指導計画への位置付け
	週当たりの交流及び共同学習の時数				
	週の授業時数の半分以上である理由	その他の具体的な内容 (直接入力)	担当する教員が付き添わない時数		

【「就学実態調査票（小・中学校用）」から抜粋】

調査を見ると、週の授業時数の半分以上である理由を「本人や保護者が希望しているため」と回答していることがありますが、**特別支援学級に在籍する意義**や通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という**学びの場の選択肢**及びそれぞれの**教育内容等を、本人及び保護者に説明していることが大前提**となります。

(3) 通級による指導の意義と開設

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、小学校、中学校等において、以下に示す障がいのある児童生徒が、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、**大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障がいに応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態**です。

【対象となる障がい種】

言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

Check： 下線は、当該児童生徒が特別の指導（自立活動）を必要としているかどうかであり、通級による指導を受ける場合は専門的な検討が求められることから、教育支援委員会の意見等も十分に考慮し、児童生徒の在籍する学校の校長が判断することになります。

段階的な指導内容の一つとして各教科の教材や題材を活用することは考えられますが、「通級による指導」では**自立活動の指導**を行うため、単なる教科の遅れを補完する指導ではないことに留意が必要です。

Check： 通級による指導は平成5年に制度化され、その後、教室数は年々増加しており、本道における通級指導教室は令和5年5月現在で586教室となっています。しかし特別支援学級の4,823教室と比較すると依然少なく、通級指導教室を設置していない学校も多くあります。こうした傾向は全国でも同様であり、国では通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加等を背景に、連続した多様な学びの場の一つである通級指導教室の充実につながるよう、**通級指導担当教員の加配を平成29年度から10年計画で児童生徒13人に1人と基礎定数化**しています。

〔通級指導加配申請等のスケジュール〕

10月中旬	道教委は市町村教育委員会へ通級指導を実施する学校の次年度の5月1日現在の対象児童生徒予定数と加配の必要性について調査
1月中旬	次年度の対象児童を正確に把握するため、再度、次年度の5月1日現在の対象児童生徒予定数を調査
2月中旬	加配の内示
翌年5月	5月1日現在の通級による指導を受ける児童生徒数を調査

〔「通級による指導」の実施形態等〕

自校通級：児童生徒が在籍する学校で指導を受ける形態
 他校通級：児童生徒が他の学校において通級による指導を受ける形態
 巡回指導：通級による指導の担当教員が対象の児童生徒が在籍する学校へ巡回して指導を行う形態

Check： 通級による指導の充実については、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）〔令和5年3月13日 文部科学省〕」に示されています。



校長には、校内委員会の機能を使って、通級担当教員と通常の学級担任との連携体制及び入級や退級の目安についてあらかじめ明確にしておくことや、校内人事において、適切な教員を配置するほか、通級を設置している学校との連携によるOJTなど、担当教員の専門性を高める仕組みを整えることが求められます。

(4) 通級による指導を効果的に行うための校内体制の構築

○ 児童生徒を真ん中にして通級による指導の校内体制を確認する

通級による指導を受ける児童生徒は、一人一人の教育的ニーズが異なることに加え、学習環境に影響されやすいことも考えられます。

通級による指導における特別の教育課程（第1章第4の2の（1）のウ）

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

そのため、上記枠囲みにあるとおり、通級による指導の実施に当たっては、特別な指導（自立活動P22を参照）を行うだけでなく、児童生徒が、通級による指導において学んだことを通常の学級で生かせるよう「教師間の連携」が明記されています。

このことを踏まえ、校長は校内委員会等の組織を活用し、通級担当教員と通常の学級担任や教科担任、特別支援教育コーディネーター等が、児童生徒の指導・支援の状況や入級・退級の目安等について共有するための校内体制を整えます。

その際、通級を退級した児童生徒の様子や通級による指導を受けることが必要と思われる児童生徒の様子なども含め共有することが考えられます。

また、通級担当教員には障がいの状態等に応じた専門性の高い指導だけでなく、児童生徒の実態に応じた柔軟な指導方法を併せ有することや学級担任等への助言・提案力が求められます。こうした教員を計画的に育成・配置し、本人や保護者はもとより、通常の学級を担当する教職員等においても、「通級による指導を活用して良かった」という成果を出すことが校長の重要な役割の一つです。

Aさんのことで相談があるんですが・・・。

その後Aさんの調子はどうですか？



通級
担当教員



学級担任

<「通級による指導」に関わり校長が知っておいた方がよいこと>

- 通級による指導の場を設けることが容易でない場合に、安易な特別支援学級への在籍変更や開設はできません。面談や教育相談、管理職の校内巡回などを通じて、児童生徒の教育的ニーズを把握し、自校で通級による指導を開設できない場合には、市町村教育委員会と連携し、隣接校や中学校区等で連携・協力することなどにより、通級による指導を開始することができます。
- 国では他校通級に伴う児童生徒や保護者の送迎等の負担を軽減することや、在籍校の慣れた環境で安心して指導を受けることができる自校通級や巡回指導を推進しており、道教委としても、一日のうちに担当教員が複数の学校に巡回しなければならないなど、やむを得ない理由により巡回指導を必要とする場合には、予算の範囲内で旅費を措置しています。